

学位論文題名

満蒙開拓青少年義勇軍史研究

学位論文内容の要旨

本論文は、「満蒙開拓青少年義勇軍」（以下、青少年義勇軍と略記する）の創設から解体に至るまでの諸事象の歴史的意義を追究したものである。

青少年義勇軍は、周知の如く、中国東北部を入植地として日本国政府が実施した移民の一形態である。当該地域に対する日本の支配の基盤であった「満州国」を受け入れ国として、1938（昭和13）年から1945（昭和20）年にかけて各道府県で公募された。中国東北部を入植地とする移民（以下、満州移民ないし満州開拓団と記す）の諸形態の中にあつて、青少年義勇軍は、数え年16～19歳（「徴兵適齡臨時特例」公布後は18歳）に設定された応募適齡に加え、入植までの手順においても特異な存在であつた。各道府県で採用された応募者は、「満蒙開拓青少年義勇軍訓練所」（所在地の茨城県内原にちなみ内原訓練所とも称された）において軍隊に擬した指揮命令系統の貫徹する隊組織に編成され、2～3ヵ月の訓練ののちに「満州国」に渡ることになっていた。そして、「満州国」内に散在する「満州開拓青年義勇隊訓練所」（以下、青年義勇隊訓練所と略記する）における3年間の訓練を経たうえで、おおむね訓練時の組織である中隊（300名）を基礎として入植することになっていた。また、入植後は、「義勇隊開拓団」なる呼称をもって他と区別された。

満州移民史研究を飛躍的に前進させた満州移民史研究会『日本帝国主義下の満州移民』（1976年）が青少年義勇軍に関する論及の多くをゆだねた上笙一郎『満蒙開拓青少年義勇軍』（1973年）を含め、青少年義勇軍をめぐる言説の多くは当事者の手になる体験記録類に依拠した断片的なものである。満州移民史研究の系譜に属する論考においては成人を募集対象とする移民の系で論及される場合がほとんどであり、基本的な政策の展開過程を把握するに足る実証研究は存在しない。教育史研究においては、募集・送出過程への教員・教育会の関与をもって、当該期の公教育の所産として青少年義勇軍がしばしば論及の対象となってきたけれども、公教育との連関の動因と様態とが実証されたことはない。公教育、とりわけ初等教育階梯の諸学校とその教員は、青少年義勇軍政策に位置づけられていたのであり、募集・送出過程への教員・教育会の介在はそのことの認識を欠いては説明し難い。

満州移民事業は青少年義勇軍を欠いては存立し得なかつたのであり、その要員の確保は、いかなる空疎な営みもその名の下に遂行し得る（教育）なる観念を媒介とすることによって可能であつた。満州移民に対する放縦な要求の中でもっぱら軍事・治安上の役割を代位・補完し続けた青少年義勇軍は、多くの人々の心身の摩滅と破壊とを伴いながら終焉を迎えた。敗戦前後の逃避行から引揚げに至る時期の惨苦は、基本的な史料の解読と基礎的事実の確定とを通じて、その到来の人為性が描出されるべきである。

本論文は、こうした観点から、政策意思の系統的把握を基軸として青少年義勇軍の送出過程を追究し、以下の知見を得た。

第一に、青少年義勇軍の募集・送出がいかなる企図の下に政策として具体化したのかを歴史的過程に沿って解明した。焦点は、青少年義勇軍の創設過程における「滿蒙開拓青少年義勇軍編成ニ関スル建白書」の意義に関する評価である。既往研究の多くは、関東軍との緊密な連携の下に滿州移民政策を主導した拓務省の動向を見誤っており、この文書の意義を過大に評価している。いわゆる「20ヵ年100万戸送出計画」に基づく滿州農業移民送出計画が、その初発において未成年者を送出する志向をはらんでおり、それが青少年義勇軍の送出計画として結実したことを明らかにした。

第二に、滿州移民政策遂行上の諸原則を網羅した「滿州開拓政策基本要綱」（1939年12月22日閣議決定）が青少年義勇軍・青年義勇隊訓練所についてどのように規定していたのかを策定過程に焦点を合わせて解明した。その際、既往研究で看過されてきた原案の一つ「拓務省試案」を策定過程に位置づけることによって、「滿州開拓政策基本要綱」の規定の成立過程を把握することが可能となった。また、関東軍が主導したいわゆる「北辺振興計画」との連動性に注目することにより、「滿州開拓政策基本要綱」に基づいて新設・改編された青年義勇隊訓練所がその種類別に特徴を持っていることを明らかにした。

第三に、拓務省を中心とする募集・送出国関係機関の政策意思を系統的に把握しつつ、応募者の変容過程を解明した。これまで青少年義勇軍の応募者については、高等小学校の新規卒業者が多かった点に加えて、いわゆる農家の次・三男、すなわち家督を相続できない農家子弟である点が強調されてきた。そうした論及は個別事例からの演繹の場合が多く、応募者の全般的な動向については未詳の部分が多い。同一地域（郡単位・道府県単位）の出身者を組織的に構成員として確保することを企図した「郷土部隊編成」の導入を契機として、青少年義勇軍の募集活動が高等小学校の卒業期にある在学者を主たる対象として展開することになったことを明らかにした。

第四に、1941年以降の送出過程の特徴を解明した。既往研究においては、この年に入植を開始した義勇隊開拓団が量的側面において滿州移民事業を支えたことの指摘はあるものの、いわゆる「関特演」と連動した滿州移民政策の変化が青少年義勇軍の送出過程に与えた影響について論及されることはない。青少年義勇軍の送出計画の変化、青年義勇隊訓練所・義勇隊開拓団の内実の変化を踏まえて、滿州移民事業における青少年義勇軍の位置を明らかにした。戦略と密接に関連した入植方針の下で、義勇隊開拓団は兵力源としての位置づけ、また青年義勇隊訓練所は労力源としての位置づけを高めた。海上輸送路の途絶後も編成が企図された青少年義勇軍は滿州移民としての意義を失っていた。

本研究の結果、青少年動員史を把握する〈有用性の自己証明の発現〉という視座を得た。これは、自発性の発揮を期待する主体の保持する諸価値を承認し、自らのものとして内面化する行為を強く促すのは、法的な強制力や物理的な暴力を伴った強制力ではなく、自らの〈有用性〉を自らが立証してみせるように個々人に要求することではないかということである。それが動員の駆動力であり、青少年義勇軍の募集・送出過程においても作動したのではなからうか。このような観点に立てば、応募を慫慂する様々な言説やそれに呼応した動機の表明によるよりも、数万人の青少年が応募した事態が了解し得るように思えるのである。

以上

学位論文審査の要旨

主 査 准教授 近 藤 健一郎
副 査 教 授 所 伸 一
副 査 教 授 白木沢 旭 児 (大学院文学研究科)
副 査 助 教 北 村 嘉 恵

学位論文題名

満蒙開拓青少年義勇軍史研究

本研究は、「満蒙開拓青少年義勇軍」(以下、青少年義勇軍と記す)の創設から解体に至るまでの全期間につき、政策決定過程及び募集・送の実態を解明することを通じて、青少年義勇軍をめぐる基礎的事実を確定することを目的としたものである。この課題設定は、従来の研究が、青少年義勇軍創設について関東軍や拓務省の計画を位置づけずにいること、青少年義勇軍の募集にあたって学校教員・府県教育会が関与するに至った原因を明らかにせずにいることなど、総じて青少年義勇軍の募集・送を政策の展開過程として解明することを等閑視してきたことに対する批判に基づいたものである。これは、有効な課題設定である。

研究の遂行にあたって、拓務省、陸軍省、関東軍などの政府・軍部の公文書を、国立公文書館、防衛省防衛研究所、協同組合図書センター那須文庫などにおいて調査し、さらには長野県などの各町村役場文書を調査するなど、政策過程を解明するために利用可能な史料を精力的に収集したことが認められる。その結果として、関東軍ならびに満州移民政策を主導する拓務省の政策意思を明らかにするとともに、その政策を生ぜしめる事態の描出に成功している。

本研究が解明した具体的な成果は、以下の諸点である。

第一は、青少年義勇軍創設の契機について、「満州移民20ヵ年100万戸送出計画」(1936年8月閣議決定)の当初からすでに青少年移民計画が胎胚していたことを明らかにしたことである。その実施のために拓務省は第一回満州移民地方協議会(1937年1月)を開催し、不足労力補給のための農業労働者について未成年者を想定するという指示を行ったことを示した。これは、加藤完治らによる『満蒙開拓青少年義勇軍編成ニ関スル建白書』(1937年11月)をもって青少年移民送出が実施されるとする従来の一般的な理解に修正を迫るものである。さらに1938年度の満州移民費予算案の大幅削減によって、青少年移民計画が成人移民の安価な補完策として展開されたとする見方を示した。

第二は、満州移民政策遂行上の諸原則を網羅した「満州開拓政策基本要綱」(193

9年12月閣議決定)における青少年義勇軍に関する規定を理解するうえで不可欠な、しかしこれまで注意を払われずにいた拓務省試案を位置づけて策定過程を解明し、さらに青少年義勇軍を渡満後に収容すべき場である満州開拓青年義勇隊訓練所の配置状況の特徴を明らかにしたことである。関東軍が移民政策の再編に着手して作成した満州現地案と、それを基礎として拓務省が作成した拓務省試案とが練り上げられる過程において、拓務省が意図した青少年義勇軍が閣議決定に位置づけられた。そして、義勇隊訓練所は関東軍の対ソ戦略の枢要地とみなされた「満州国」北部ないし東部へ集中していることを示した。

第三は、移民関係機関の政策変更によって、同一地域出身者で構成する「郷土部隊」の導入、またそれと一体のものとして主な募集源の高等小学校新規卒業者への転換が1939～40年度に生じ、小学校とその教員が募集・送出政策に位置づけられたことを明らかにしたことである。拓務省は当初、応募適齢者を擁する青年団・青年学校を主な募集源にすえたものの、初年度(1938年度)後半には早くも応募者数が減少するという事態に直面して、主な募集源を高等小学校新規卒業者へと転換した。また出身地を異にする編成のもとでの様々な内証が生じる事態のもとで、郡を単位とする郷土部隊編成が導入された。

第四は、1941年以降、青少年義勇軍から移行した青年義勇隊が労力源、さらには兵力源としての位置づけを高めていくことを、ソ連に対する戦争準備としての関東軍特種演習と連動したものとして明らかにしたことである。1941年に関東軍特種演習を開始した後、陸軍省は「臨時満州開拓政策遂行要領」(1941年7月)を決定し、「青年義勇隊ノ有事動員計画」に言及した。青年義勇隊は「満人苦力」の代替として各種軍役への労力供出を期待され、戦争末期には組織的に重要軍需工場や軍の造兵廠などに派遣され、作業に従事させられた。

これらの知見は、もっぱら個別の事例から教員ないし教育の戦争責任を論じたり、あるいは個々人の証言をもとに青少年義勇軍の悲劇性を強調したりしてきた既往の研究水準を、格段に引き上げるものである。政策過程の丹念な解明を通じて青少年義勇軍の国策的な位置づけを明確にした本研究の意義は大きく、青少年義勇軍として「満州国」に渡った86,530名の青少年それぞれの体験に分け入っていくために不可欠な知見及び歴史像が提示されたといえる。

以上の成果により、審査委員会は全員一致で、白取道博氏は博士(教育学)の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。